

観光事業者等受入環境整備（バリアフリー）支援事業業務委託における質問及び回答

【質問・回答】

	質 問	回 答
1	<p>専門家とありますが、どの程度の専門家になりますか。</p> <p>また調査とは、どの程度になりますでしょうか。</p> <p>【仕様書3（2）⑤関係】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（国土交通省編）に関する知識を有している。さらに身体障害者支援施設・団体等で勤務経験があるなど、障害者等の利用者目線で助言、指導を行える方を考えています。 ・ なお、1次審査後に県へ事業概要審査書類を送付すると同時に専門家に助言、指導を行っていただくことを想定しています。 ・ 質問2の回答と同じです。
2	<p>整備状況に関する調査とはどの程度の調査になりますでしょうか。</p> <p>【仕様書3（3）②関係】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の宿泊施設のバリアフリー化状況を把握するため、県内の宿泊施設（約1,600件）に対してバリアフリー対応の客室数の他、共用箇所や利用者の動線等のバリアフリー化状況の調査を行い、とりまとめるものです。